



医師の働き方改革の施行に向けた 医療機関への取組支援等について

厚生労働省 医政局医事課

医師等医療従事者働き方改革推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

2024年4月に向けて医療機関が取り組むこと

☑ 医療機関において医師の勤務実態を把握します。

☑ 兼業・副業について

まずは自院の労働時間の把握を。
兼業・副業先の労働時間も通算します。自己申告等で把握できる体制を。



☑ 宿日直許可の取得について

まずは自院の宿日直許可の有無を確認し、必要な許可は申請を。
兼業・副業先の宿日直許可の有無も自己申告等で把握できる体制を。



☑ 自己研鑽の取扱いについて

自己研鑽の取扱いの明確化、ルール化を。よく話し合いを重ねて。



☑ 目指す水準を設定し、必要な準備、取組を進めます。

※制度の趣旨に合った形で、実態に応じた水準を選択

2024年4月以降は **A水準** を目指す

令和5年度末までの医師労働時間短縮計画の作成に
努める（努力義務）

※2024年4月1日より前に年間960時間超の医師がいる場合

2024年4月以降は **B C水準** を目指す

B

連携 B

C 1

C 2

令和6年度以降の医師労働時間短縮計画を作成し、評価
センターの評価を受け、都道府県知事の指定を受ける

☑ 追加的健康確保措置の実施に向けた体制づくりを進めます。

面接指導の実施

※（水準にかかわらず）月100時間以上見込みの医師に対して実施

勤務間インターバルの確保

※ B C水準の場合は“義務”、A水準（一般則超え）の場合は“努力義務”

（注）取組に当たっては、変形労働時間制の活用等、医療機関の実態に応じた労働時間制の適用等も重要な要素になります。

B C水準の指定に係る都道府県・医療機関の手続の流れ

2022.4
(R4.4)

2024.4
(R6.4)

都道府県

医療機関

都道府県ごとの手続
数ヶ月程度

少なくとも
4ヶ月程度

今すぐにでも

評価センターの評価

B水準
連携B水準
C-1水準
C-2水準

時短計画案
作成

評価センター
評価受審

評価センター
評価結果受領

指定申請
提出

指定結果
受領

C水準に関する追加事項

C-1水準

臨床研修・専門研修プログラム／カリキュラム内へ
時間外労働時間数明示

C-2水準

C-2水準関連
審査受審

審査結果受領

評価センター
評価結果受領

指定申請
受付

都道府県
医療審議会
意見聴取

指定結果
通知

指定公示
評価公表

厚生労働大臣（審査組織）の確認

時短計画：医師労働時間短縮計画
評価センター：医療機関勤務環境評価センター

医療勤務環境改善支援センターの行う 支援について

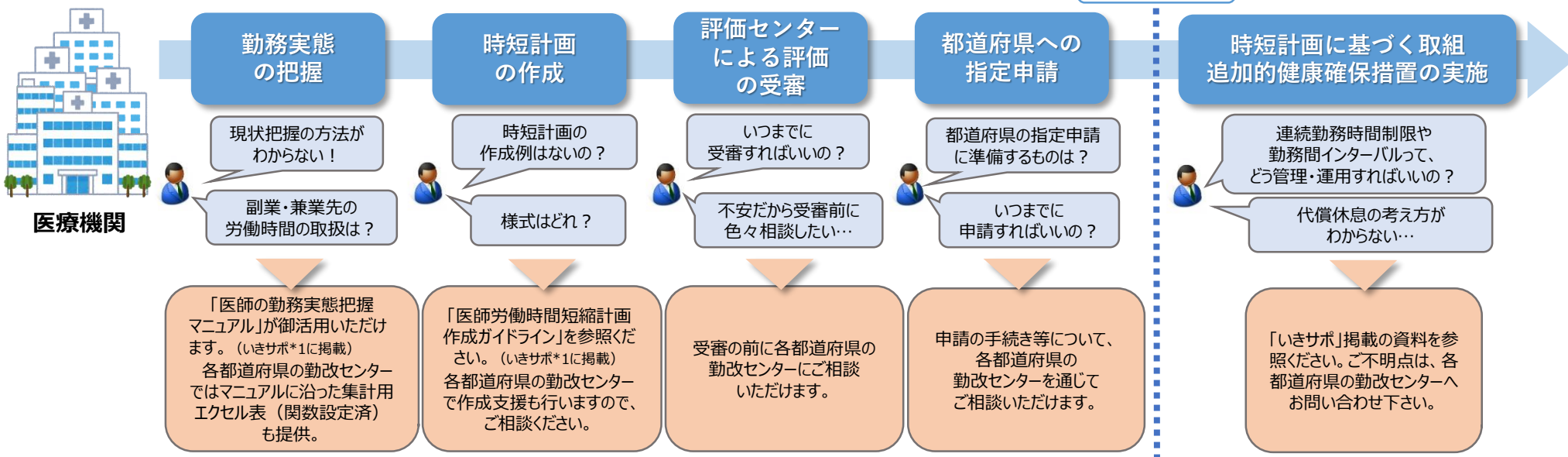
医療勤務環境改善支援センター（勤改センター）の活用について

- ・2024年4月より医師に対する時間外・休日労働の上限規制が適用される。
- ・「医師の働き方改革に関する検討会」「医師の働き方改革の推進に関する検討会」を経て、令和3年5月に「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第49号）が成立した。

医師の時間外・休日労働の上限については、36協定上の上限及び36協定によっても超えられない上限とともに、原則年960時間（A水準）・月100時間未満（例外あり）とした上で、地域医療の医療提供体制の確保のために暫定的に認められる水準（連携B・B水準）及び集中的に技能を向上させるために必要な水準（C水準）として、年1,860時間・月100時間未満（例外あり）の上限時間数を設定

医師の労働時間の短縮を計画的に進めていく上では、医療機関は医師労働時間短縮計画を作成し、その計画に沿って医療機関の管理者のリーダーシップの下、医療機関全体でPDCAサイクルにより働き方改革を進めていくことが重要

2024年4月



働き方改革の過程でお困り事が生じたら、各都道府県の勤改センターにご相談ください

（連絡先は、「いきサポ」*1に掲載されています）

*1「いきサポ」は、「いきいき働く医療機関サポートweb」の略称で、勤務環境改善に関する好事例や、労務管理チェックリストなどの支援ツール、セミナー情報等、勤務環境改善に取り組む医療機関のみならず、皆さまの参考になる情報を集約・提供する厚生労働省が開設するポータルサイトです。

いきサポ

検索



宿日直許可申請に向けた支援

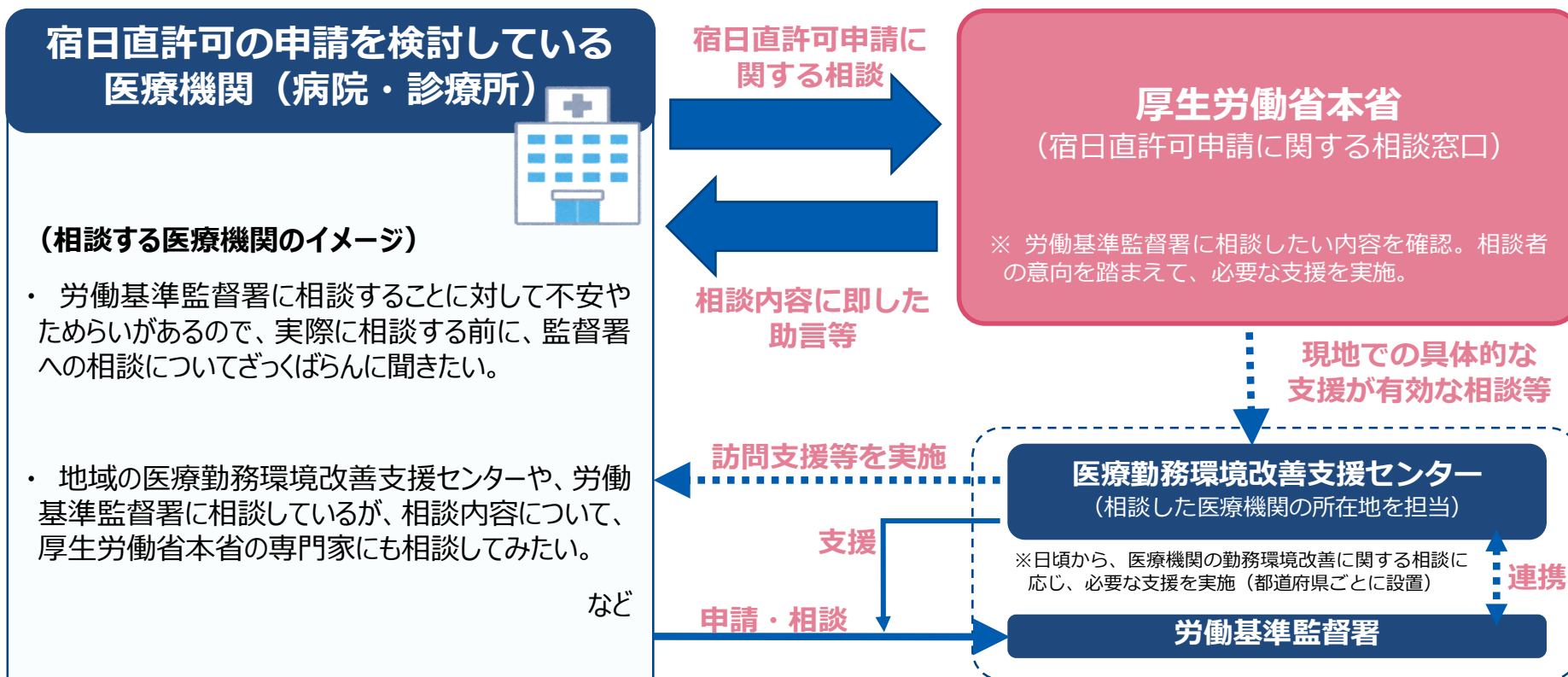


医療機関の宿日直許可申請に関する相談を受け付ける窓口の設置

◇ 令和4年4月から、医療機関の「宿日直許可申請」に関する相談窓口を厚生労働省に設置



◇ 受け付けた相談については、厚生労働省本省で検討の上、回答

※ 訪問による支援が適切な相談など、現地での具体的な支援が有効な相談については、相談者の意向も踏まえ、厚生労働省本省経由で医療勤務環境改善支援センター（医療労務管理アドバイザー）が必要な支援を実施



宿日直許可申請に関する相談窓口

医療機関の実態に応じた許可取得につながるよう支援します。

医療勤務環境改善支援センター	<p>医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的なサポートをします。</p> <p>URL:https://iryoku-kinmukankyou.mhlw.go.jp/outline/work-improvement-support-center</p> 
本省相談窓口	<p>宿日直許可の申請（※）について、制度の仕組みや手続き等に関する医療機関の方からのご相談を受け付ける窓口を厚生労働省本省のWEBサイトに設けています。</p> <p>（※）労働基準法第41条第3号（労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第23条）に基づく申請</p> <p>URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24880.html</p> 
労働基準監督署	<p>宿日直許可についてのご相談に対応しています。 まずは、お電話をお掛けください。</p> <p>URL:https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.htm</p> 

(2022.4)

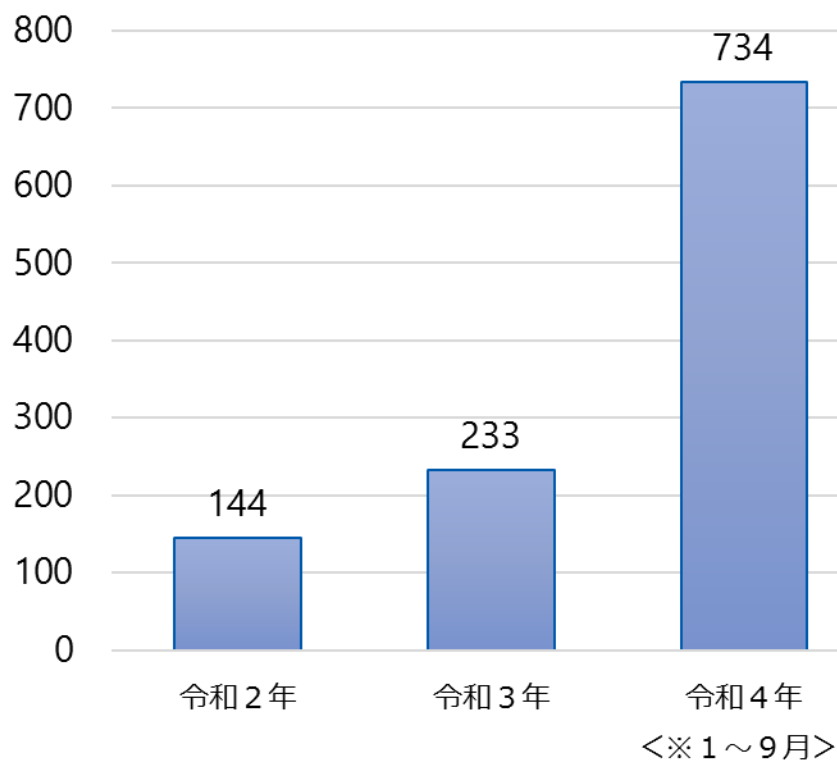
労働基準監督署における医師の宿日直許可の許可件数の推移

令和4年11月28日 第93回
社会保障審議会医療部会資料4より

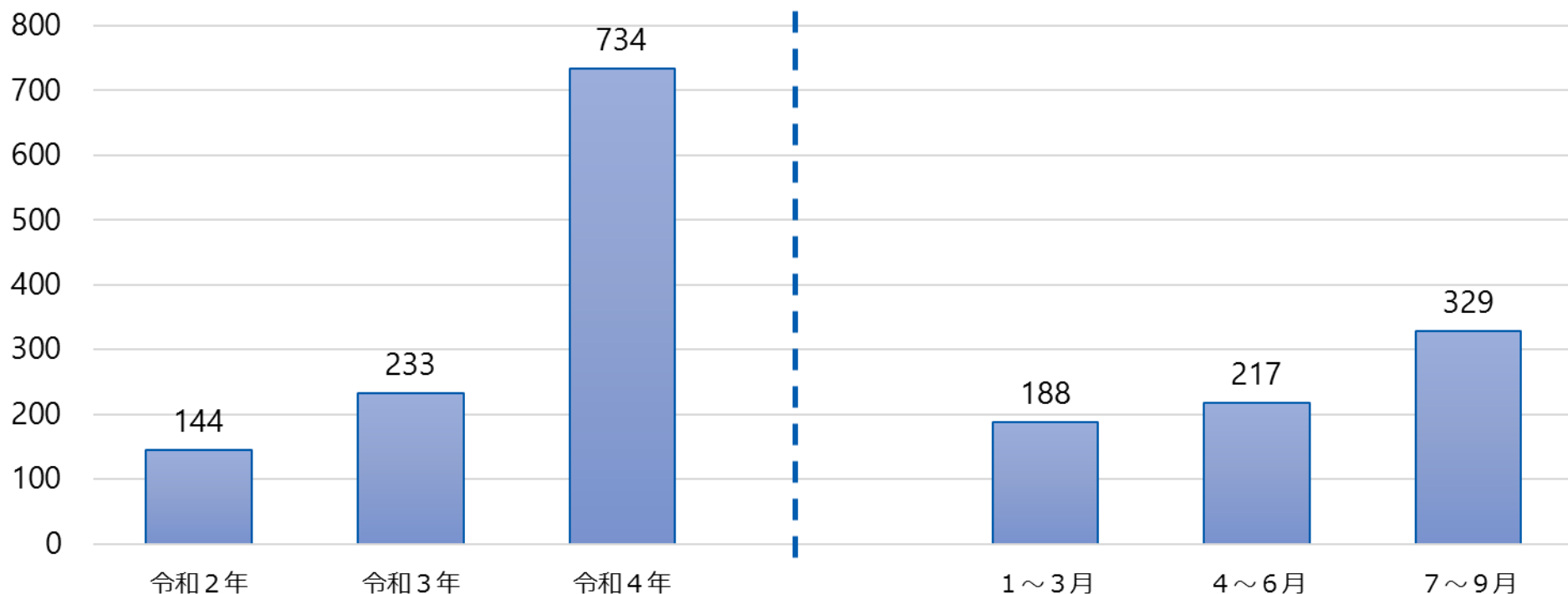
<医師の宿日直許可の許可件数（年別）>

	令和2年	令和3年	令和4年（※1月～9月）
許可件数	144件	233件	734件

<医師の宿日直許可の許可件数（年別）>



<医師の宿日直許可の許可件数（令和4年：4半期別）>



3

都道府県への指定申請

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

特定労務管理対象機関の指定に係る都道府県・医療機関の手続の流れ

2022.4
(R4.4)

2024.4
(R6.4)

都道府県

医療機関

評価センター
評価結果受領

指定申請
受付

都道府県
医療審議会
意見聴取

指定結果
通知

指定公示
評価公表

評価センターの評価

B水準
連携B水準
C-1水準
C-2水準

時短計画案
作成

評価センター
評価受審

評価センター
評価結果受領

指定申請
提出

指定結果
受領

C水準に関する追加事項

C-1水準

臨床研修・専門研修プログラム／カリキュラム内へ
時間外労働時間数明示

C-2水準

C-2水準関連
審査受審

審査結果受領

厚生労働大臣（審査組織）の確認

時短計画：医師労働時間短縮計画
評価センター：医療機関勤務環境評価センター

添付書類：各水準に応じた必要書類

B水準	連携B水準	C-1水準	C-2水準
<p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 救急医療機関であることを証明する書類 ● がん診療の拠点医療機関であることを証明する書類 <p style="text-align: right;">等</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 医療法第113条第1項に規定する業務があることを証する書類 </div>	<p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 派遣先医療機関からの辞令（匿名化） ● 医師に対する副業・兼業許可書 <p style="text-align: right;">等</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 医療法第118条第1項の指定にかかる派遣の実施に関する書類 </div>	<p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 臨床研修プログラム ● 専門研修プログラム <p style="text-align: right;">等</p> <div style="border: 1px solid yellow; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 医療法第119条第1項の指定に係る業務があることを証する書類 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ● 審査組織に申請した医療機関申請書、及び指定後すぐに水準適用の該当者がいる場合は該当者の技能研修計画 <div style="border: 1px solid yellow; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 医療法第120条第1項の指定に係る業務があることを証する書類 </div> <ul style="list-style-type: none"> ● 審査組織による審査結果の通知書 <div style="border: 1px solid yellow; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 医療法第120条第1項の確認を受けたことを証する書類 </div>
<h3>医師労働時間短縮計画（案）</h3>			
<div style="background-color: #f8d7da; padding: 10px; font-weight: bold; writing-mode: vertical-rl;">共通書類</div>	面接指導並びに休息时间確保体制が整備されていることを証する書類 <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> 医療法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類 </div>		
	労働法制にかかる違反、その他の措置がないことを証する書類 <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> 医療法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類 </div>		
評価センターによる評価結果の通知書 <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> 医療法第132条の規定により通知された法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類 </div>			

4

長時間労働医師への面接指導について

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

追加的健康確保措置（面接指導）

1か月の時間外・休日労働が**100時間以上**となることが見込まれる医師が面接指導の対象となります。

【必要と認める場合には遅滞なく労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置を実施】

※1か月の時間外・休日労働が155時間を超える場合には遅滞なく労働時間短縮のために必要な措置を講じなければならない。

【管理者が面接指導実施医師による面接指導を実施】

事業者

（医療機関の管理者）

※面接指導の結果の記録の保存（5年）

＜実施時期＞

- ・1か月の時間外・休日労働が100時間に達するまでの間に実施（BC水準）
- ・疲労の蓄積が認められない場合は100時間以上となった後遅滞なくでも可（BC水準以外）

＜確認事項＞

- ① 勤務の状況（前月の休日・時間外労働時間（副業・兼業も自己申告等により通算する）
- ② **睡眠の状況**（直近2週間の1日平均睡眠時間（可能であればアクチグラフ等の客観的指標を用いる））
- ③ 疲労の蓄積の状況（「労働者の疲労蓄積度の自己診断チェックリスト」）
- ④ ②、③以外の心身の状況、
- ⑤ 面接指導を受ける意思の有無

労働者

（面接指導対象医師）

1か月の時間外・休日労働が100時間以上見込み

【必要な情報の提供】

- ① 面接指導対象医師の氏名
- ② 上記＜確認事項＞の内容
- ③ その他必要な事項

※①、②は管理者の確認後速やかに
③は面接指導医師からの求め後速やかに

面接指導実施医師

※勤務する医療機関の管理者でないこと
※講習修了者
※産業医（講習修了者）が担うことも可

【面接指導】

＜確認事項＞

- ① 勤務の状況
- ② 睡眠の状況
- ③ 疲労の蓄積の状況
- ④ ②、③以外の心身の状況（うつ症状や心血管疾患のリスク等）

助言・指導

※管理者が指定した面接指導実施医師の面接指導を希望しない場合は、他の面接指導実施医師による面接指導を受けて、その結果を証明する書面を管理者に提出することも可。

【面接指導の結果についての意見聴取】
※面接指導後遅滞なく

産業医等と連携して行うことが望ましい

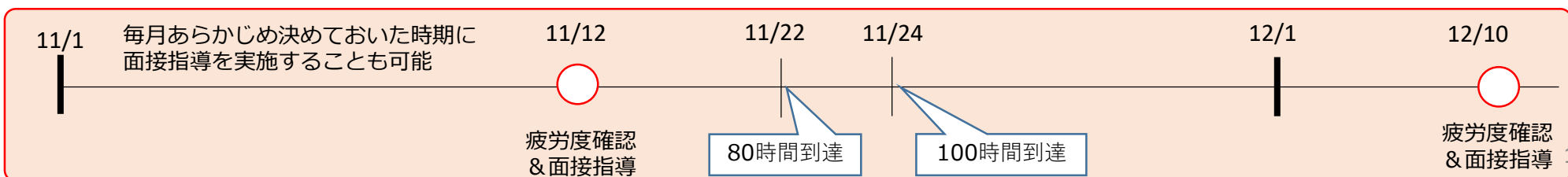
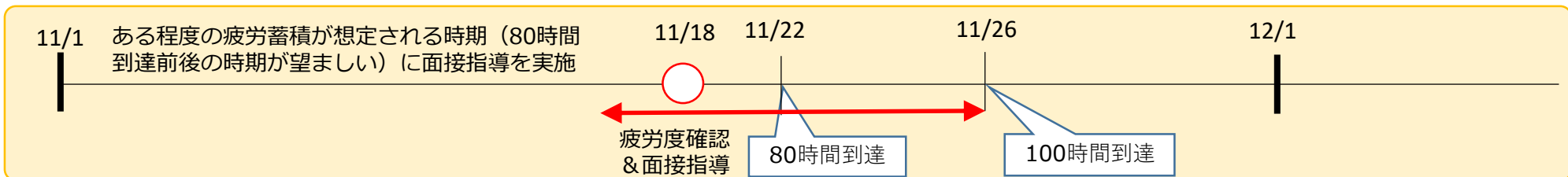
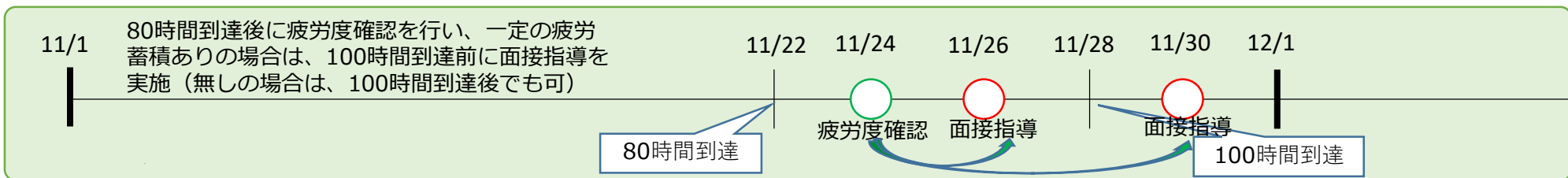
←産業医は衛生委員会への委員としての参画を通じて事業者に意見を言う立場（労働安全衛生法の枠組み）

面接指導の実施時期について

水準	A水準	A・B・連携B・C水準	B・連携B・C水準
時間外・休日労働が100時間以上となる頻度	低い	高い	
睡眠及び疲労の状況の事前確認の実施時期	当該月の時間外・休日労働が80時間を超えた後	ある程度の疲労蓄積が想定される時期（当該月の時間外・休日労働が80時間前後となる時期が望ましい）	毎月あらかじめ決めておいた時期に行うことも可能
面接指導の実施時期	事前確認で一定の疲労の蓄積が予想される場合注は当該月の時間外・休日労働が100時間に到達する前に実施しなければならない。	※ただし、当該月の時間外・休日労働が100時間に到達する前に実施しなければならない。	※ただし、当該月の時間外・休日労働が100時間に到達する前に実施しなければならない。

注 一定の疲労蓄積が予想される場合とは下記のいずれかに該当した場合である。

- ① 前月の時間外・休日労働時間数：100時間以上
- ② 直近2週間の1日平均睡眠時間：6時間未満
- ③ 疲労蓄積度チェック：自覚症状がIV又は負担度の点数が4以上
- ④ 面接指導の希望：有



面接指導実施医師養成講習会（オンライン）

講習会は令和4年中の開講を予定しております。無料の講習会であり、医師であれば受講可能です。

【講習会カリキュラム】

1. 総論・法制論
労働基準法・労働安全衛生法・医療法の概要、面接指導を行う上での留意点等
2. 健康管理
長時間労働の医師の現状、過重労働が健康に与える影響、慢性睡眠不足の影響等
3. 追加的健康確保措置
追加的健康確保措置の概要、面接結果の実践的活用等
4. 面接指導の実際（ロールプレイ動画）
5. 意見書作成と環境調整
意見書作成の実際、職場環境調整への意見等

【オンライン講習会の流れ】



※当該オンライン講習会を受講することで、面接指導実施医師の修了証が発行されるが、より効果的な面接指導の実施方法を修得していただくため、令和5年度以降、オンライン講習会受講修了者のうち、希望者に対して、長時間労働医師に対する面接指導に関するロールプレイ研修を開催することを予定。

面接指導実施医師養成講習会に関するホームページ 「医師の働き方改革 面接指導実施医師養成ナビ」

長時間労働医師への面接指導に関する情報を掲載（面接指導実施医師養成講習会は令和4年中に開始予定）

医師の働き方改革 面接指導実施医師養成ナビ



このウェブサイトは、令和6年4月より施行される、長時間労働医師への面接指導実施医師が業務を行うために必要とされるオンライン講習（eラーニング）を提供しています。受講にはログインIDとパスワードの発行が必要です。医師法に基づく医師免許を有する者であれば、受講することができ、また、受講に費用はかかりません。

講習会の受講申し込みは2022年内に開始予定です。
しばらくお待ちください。

医師の働き方改革 面接指導実施医師養成ナビ

<https://ishimensetsu.mhlw.go.jp/>

医師の働き方改革と長時間労働医師への面接指導を知る

医師の働き方改革の制度について



くわしく見る

長時間労働医師への面接指導について



くわしく見る

集中的技能向上水準

C-2 水準について

C-2 水準とは・・・

『我が国の**医療水準の維持発展**に向けて高度な技能を有する医師を育成することが公益上必要な分野においては、**高度に専門的な知識・手技の修練に一定の期間集中的に取り組むことを可能としなければ、新しい診断・治療法の活用・普及等が滞るおそれがあり、ひいては医療の質及び医療提供体制への影響が懸念される**』

ことから、こうした業務に従事する医師に適用する
時間外・休日労働の上限時間の水準として設けることとしたものである。
(医師の働き方改革に関する検討会報告書より抜粋)

ひと、くらし、みらいのために



特定労務管理対象機関の指定に係る都道府県・医療機関の手続の流れ

2022.4
(R4.4)

2024.4
(R6.4)

都道府県

医療機関

評価センター
評価結果受領

指定申請
受付

都道府県
医療審議会
意見聴取

指定結果
通知

指定公示
評価公表

評価センターの評価

B水準
連携B水準
C-1水準
C-2水準

時短計画案
作成

評価センター
評価受審

評価センター
評価結果受領

指定申請
提出

指定結果
受領

C水準に関する追加事項

C-1水準

臨床研修・専門研修プログラム／カリキュラム内へ
時間外労働時間数明示

C-2水準

C-2水準関連
審査受審

審査結果受領

厚生労働大臣（審査組織）の確認

時短計画：医師労働時間短縮計画
評価センター：医療機関勤務環境評価センター

C-2水準の対象技能となり得る具体的な技能の考え方

C-2水準の対象技能となり得る具体的な技能

「C-2水準の対象分野」において「C-2水準の対象技能となり得る技能」であって、その「技能の修得にやむを得ず長時間労働が必要となる業務」が存在するもの

具体的には

1

「C-2水準の対象分野」に該当

日本専門医機構の定める基本領域(19領域)において、
高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められる医療の分野

かつ

2

「C-2水準の対象技能となり得る技能」の考え方に該当

我が国の医療水準を維持発展していくために必要とされる、医学研究や医療技術の進歩により新たに登場した、保険未収載の治療・手術技術(先進医療を含む)

または

良質かつ安全な医療を提供し続けるために、個々の医師が独立して実施可能なレベルまで修得・維持しておく必要があるが、基本領域の専門医取得段階ではそのレベルまで到達することが困難な技能

かつ

3

「技能の修得にやむを得ず長時間労働が必要となる業務」の考え方に該当

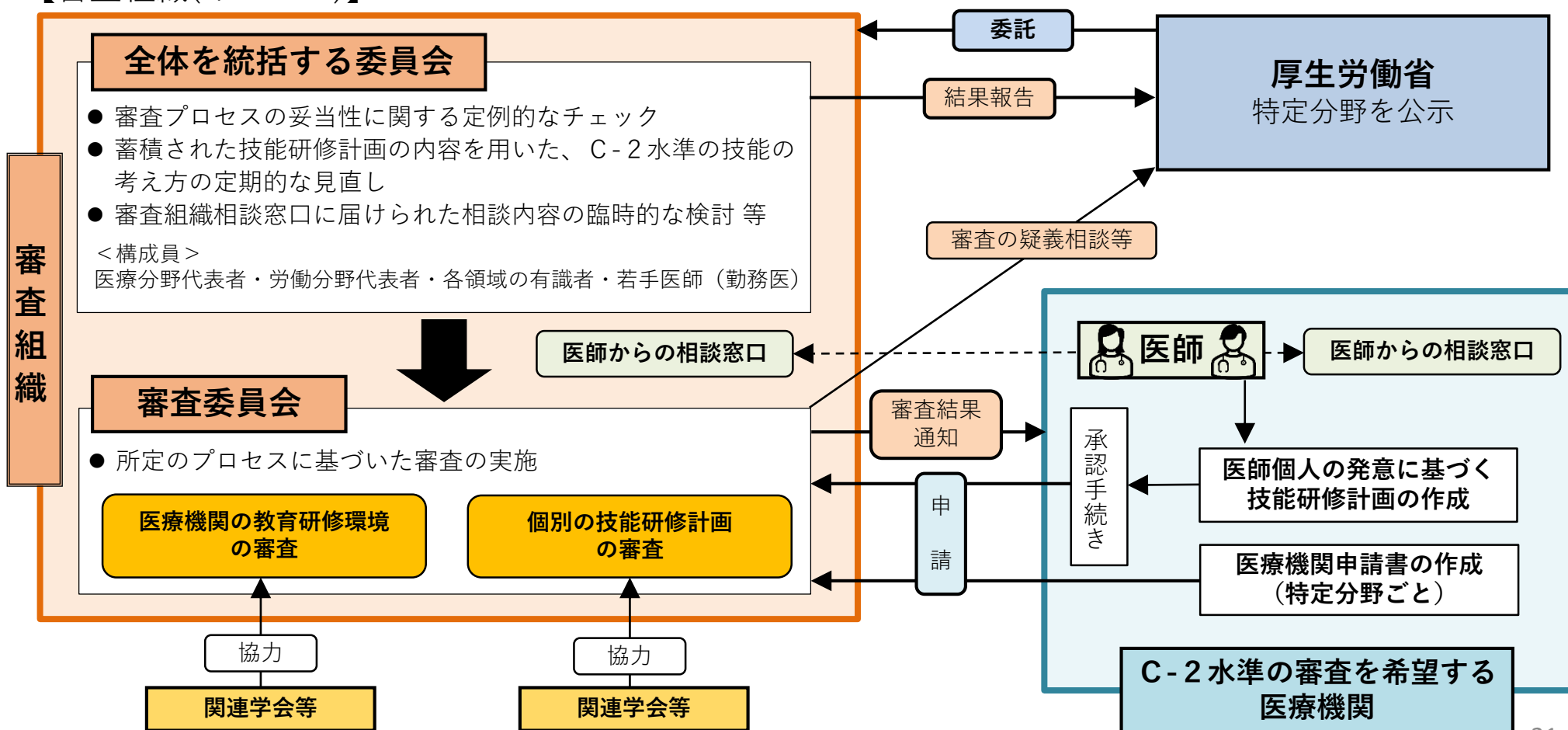
次のア～ウの1つ以上に該当

- ア) 診療の時間帯を選択できない現場でなければ修得できない
- イ) 同一の患者を同一の医師が継続して対応しなければ修得できない
- ウ) その技能に関する手術・処置等が長時間に及ぶ

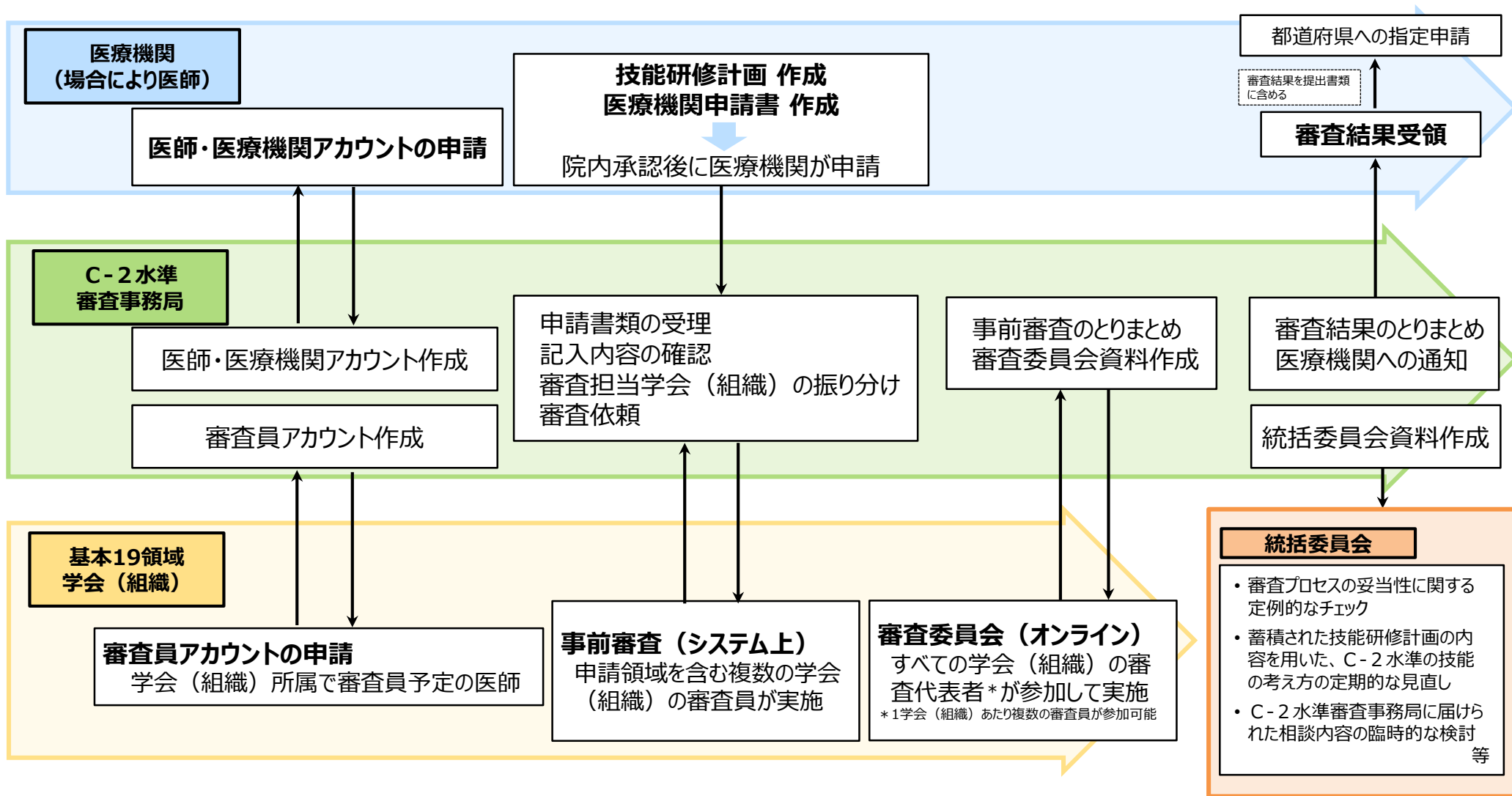
C-2水準の技能等に関する審査の運用について

- 審査組織については、C-2水準の審査業務に相当の専門性が必要になると想定されることから、関連学会等に協力を得る必要があるが、具体的な組織の運営方法については、以下のように、厚生労働省からの委託の形とし、各領域の関連学会等から審査への参加や技術的助言を得ることとする。
- 技能研修計画は、審査組織で審査を行うこととし、研修予定の具体的な技能の名称のみで審査が行われるのではなく、その計画内容を含めて審査が行われるものとする（個人の記載する当該技能の修得のために予定する症例数及びその他の業務と、設備や指導医といった医療機関の教育研修環境を総合して、技能研修計画は審査される）。

【審査組織(イメージ)】



C-2 水準関連審査の流れ



- 審査は基本19領域学会所属の医師（審査員）が、学会（組織）を代表して行う。
- 審査結果に対する医療機関及び医師の不服申し立て先は、厚生労働省となる。
- 審査の適正性・透明性の観点から、審査員自身が所属する医療機関からの申請には、当該審査員は原則、審査を行わない。

C-2水準に関するホームページ「医師の働き方改革C2審査・申請ナビ」

医療機関およびC-2水準の適用を希望する医師に対して、審査に必要な情報を掲載

医師の働き方改革 C2審査・申請ナビ

トップ	お問い合わせ
-----	--------



医師の働き方改革関連制度におけるC-2水準関連審査についてご案内するページです。
C-2水準に関する様々な情報を発信しています。
また、C-2水準の適用を希望する医師の方、C-2水準医療機関の指定を希望する医療機関職員の方が、C-2水準関連審査のための申請をオンラインで行うことができます。

C-2水準を申請する

C-2水準関連の審査を申請される方は、以下の「C-2水準を申請する」をクリックしてください。



C-2水準を申請する



このアイコンをクリックすることで、C-2水準申請システムに入ることが出来ます。
C-2水準申請システムでは、

- C-2水準の適用をご希望の医師：技能研修計画の作成とその審査の申請
- C-2水準の指定をご希望の医療機関：医療機関申請書の作成と審査の申請を行うことができます。



医師の働き方改革 C2審査・申請ナビ

<https://c2-shinsasoshiki.mhlw.go.jp/>

令和4年度は、令和5年1月10日(火)正午が申請締切です。

C-2水準に係る技能研修計画の申請書（記入イメージ）

(イ) 技能研修計画 ※必ず申請医師本人が記載してください

(1) 研修計画期間（一度に申請できるのは最長3年）

開始	2024年4月
終了	2027年3月

(2) 技能の内容

領域(基本19領域)	整形外科
技能名 ※臓器または病態と医療行為を組み合わせて技能名を作成(例参照)	例: 肝臓に関する移植手術およびその周術期管理 脊椎に関する脊椎外科手術及びその周術期管理
C-2水準の対象技能となり得る技能の考え方 (いずれかを選択)	<input type="radio"/> 医療技術の進歩により新たに登場した、保険未収載の治療・手術技術 <input checked="" type="radio"/> 良質かつ安全な医療を提供し続けるために、個々の医師が独立して実施可能なレベルまで修得・維持しておく必要があるが、基本領域の専門医取得段階ではそのレベルまで到達することが困難な技術
技能の修得にやむを得ず長時間労働が必要となる根拠 (複数選択可)	<input checked="" type="checkbox"/> 診療の時間帯を選択できない現場でなければ修得できない <input type="checkbox"/> 同一の患者を同一の医師が継続して対応しなければ修得できない <input checked="" type="checkbox"/> その技能に関する手術・処置等が長時間に及ぶ

(3) 当該技能の修得に関する技能の研修予定症例数

申請するC-2水準の技能の修得のために必要とされる個別の技能/技術等	技能修得のために主体的に診療に携わる研修予定症例数(計画年度別)			所属医療機関の年間見込み症例数
	1年目	2年目	3年目	
椎弓切除・椎弓形成(緊急手術も含む)	50件	50件	50件	280件
椎弓切除・椎弓形成(助手)	40件	40件	40件	280件
後側方固定・後方椎体間固定術(緊急手術も含む)	30件	30件	30件	170件
後側方固定・後方椎体間固定術(助手)	30件	30件	30件	170件
頸椎前方固定	5件	5件	5件	30件
頸椎前方固定(助手)	5件	5件	5件	30件
胸・腰椎前方固定	10件	10件	10件	30件
胸・腰椎前方固定(助手)	30件	30件	30件	30件
側弯症手術	1件	3件	3件	50件
側弯症手術(助手)	10件	10件	10件	50件
ミエログラフィー	80件	80件	80件	480件

(4) その他、技能修得のために必要な業務

週1回の外来業務、月2回の当直、月4回のオンコール 学会発表、学術論文(一部自己研鑽を含む)

(ウ) 申請した技能分野の当該医療機関におけるC-2水準の指定について

- 指定済 指定申請中 同時申請

(エ) 意思確認

- 当該技能研修計画は、自らの発意に基づき作成しており、作成した技能研修計画書の業務内容は申請技能の向上のために、やむを得ず960時間以上の時間外・休日労働を必要とする。

(医療機関担当者記入欄) 医療機関内の承認手続きを完了



<https://c2-shinsasoshiki.mhlw.go.jp/>



C-2水準に関する
各種申請方法について

C-2水準に関する医療機関及び医師個人が作成する技能研修計画の申請手続きの詳細についてはこちらをご確認ください。

くわしく見る



こちらから複数の記入例を確認できます

C-2 水準に係る医療機関申請書（記入イメージ）

C-2水準対象医療機関申請書

申請日	年 月 日	申請番号	
-----	-------	------	--

※申請者は記載不要

(ア) C-2水準対象の指定を受けようとする医療機関に関する情報

都道府県		医療機関名	
------	--	-------	--

(イ) 新たにC-2水準対象の指定を受けようとする分野(単一選択)

対象分野(基本19領域)	内科
--------------	----

(ウ) C-2水準対象医療機関の指定要件

対象分野における医師の育成が可能と考える具体的な理由を記載してください	
(1)学会等の施設認定	日本内科学会認定医制度教育病院、日本高血圧学会専門医制度認定施設、日本老年医学会老年病専門医制度認定施設、日本呼吸器学会専門医制度認定施設、日本呼吸器内視鏡学会気管支鏡専門医制度認定施設、日本消化器病学会専門医制度認定施設、日本消化器内視鏡学会指導施設、日本胆道学会指導医制度指導施設、日本循環器学会循環器専門医制度研修施設、日本超音波医学会超音波専門医制度研修施設、日本アレルギー学会専門医制度教育研修施設、日本アレルギー学会準教育施設、日本心血管インターベンション治療学会研修施設、日本不整脈心電学会不整脈専門医研修施設、日本肝臓学会認定施設、日本臨床腫瘍学会認定研修施設、経カテーテル的大動脈弁置換術関連学会協議会経カテーテル的大動脈弁置換術実施施設、日本循環器学会経皮的僧帽弁接合不全修復システム実施施設、日本消化器学会胃腸科専門医制度指導施設、日本血液学会日本血液学会認定血液研修施設、日本循環器学会2017年度循環器疾患診療実態調査参加施設、日本臨床腫瘍学会認定研修施設(連携施設)
(2)指導体制	上記施設基準に基づく体制。詳細は添付書類を参照
(3)設備	上記施設認定基準に基づく設備体制 血管造影撮影室2室、ハイブリッド手術室1室、X線テレビ室2室
(4)その他の教育研修環境	<input checked="" type="checkbox"/> 学術活動に適した研究倫理審査委員会を整備している。 <input checked="" type="checkbox"/> 学術活動に適した医学図書館を整備している。 <input checked="" type="checkbox"/> PubMed等の医学情報に関する検索システムを自由に利用出来る環境を提供している。 その他、教育研究環境として整備していることや提供していることがあれば記載してください ・論文の英文校正をサポートする環境を無償で提供している。 ・技術習得のためのシミュレーショントレーニングができる環境を提供している。 ・技術習得のためのトレーニング機関への研修を病院負担で受講できる環境を形成している。 ・該当技術に関する臨床試験、臨床研究に参加している。

(エ) 以下の表に、本書類で申請する対象分野と同時に申請するC-2水準の技能名を記載してください

(技能研修計画と同時申請である場合のみ)

No	C-2水準の技能名
1	胆膵疾患に係わる胆膵内視鏡技術およびその処置前後の管理
2	心臓に関わるカテーテル処置技術およびその処置前後の管理

※欄が不足する場合は適宜コピーしてください。

事務連絡等に係る担当者

担当部署	
電話番号	
e-mail	

フリガナ	
氏名	

医師の働き方改革 C2 審査・申請ナビ

<https://c2-shinsasoshiki.mhlw.go.jp/>



C-2水準に関する 各種申請方法について

C-2水準に関する医療機関及び医師個人が作成する技能研修計画の申請手続きの詳細についてはこちらをご確認ください。

くわしく見る



こちらから複数の記入例を確認できます

C-2 水準の指定に係る都道府県・医療機関の手続きの流れ

医療機関

審査組織へ各分野別医療機関申請書及び技能研修計画を医療機関がとりまとめて申請し、審査受審

審査結果を受領

必要書類を揃えて都道府県へC-2水準（分野別）の指定申請（※）

特に、審査組織に申請した医療機関申請書、及び指定後すぐに水準適用の該当者がいる場合は該当者の技能研修計画（匿名化）、並びに審査組織による審査結果の通知書を添付

※申請時点で、その分野におけるC-2水準適用該当医師がない場合でも申請が可能

C-2水準指定申請受付

医療審議会における議論 ⇒ C-2水準の指定を判断

C-2水準を適用することにより、地域における高度な技能が必要とされる医療の提供体制に影響を与える可能性があることから、地域の医療提供体制への影響及び構築方針との整合性を医療審議会において確認する。

C-2水準指定結果通知

- 申請時点で、その分野におけるC-2水準適用該当医師がない場合であっても、令和6年度以降に、その該当医師（C-2水準の技能研修計画の審査を受けた医師）が存在するようになった場合は、当該医療機関にC-2水準の業務が実在することになるため、その時点で当該医師の技能研修計画（匿名化）を都道府県に届け出るよう周知することが求められる。

都道府県

現場の先生への周知について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

いきサポのWEBレイアウトを更新し、医師の働き方改革制度解説ページを特設しました。
その他、各種研修および宿日直許可事例の掲載など、医療機関に必要とされる情報を集約しています。



医師の働き方改革特設ページ

医師の働き方改革の制度解説

医師の働き方改革の制度解説ページ

本ページは医師の働き方改革の制度についての情報を掲載しているページです。
医師の働き方改革については、厚生労働省が行う「トップマネジメント研修」や「医療機関の働き方改革セミナー」にご参加いただくことで、厚生労働省にも直接ご質問等いただくことが可能です。

医師の働き方改革に関する解説（厚生労働省）



トップマネジメント研修のご案内

宿日直許可事例の紹介

医療専門職支援人材の
定着のための手引書

厚生労働省 医療専門職支援人材確保・定着支援事業

勤務環境改善好事例セミナー

医療現場の勤務環境改善に向けた取組について、具体的な手法等をお伝えする研修会を厚生労働省主催で開催（無料）。お申し込みはこちらのURLです→<https://hospital-koujirei-seminar-r4.jp>



勤務環境改善 好事例セミナー

労務管理



医療現場の悩みを解決するテーマの好事例をご紹介します！

医師の労働時間の上限規制は2024年4月からスタートします。

本セミナーは、勤務環境改善に係る医療機関の関心の高いテーマごとに、医療機関における実際の取組事例の発表を通じて、医療機関の皆様が勤務環境改善につながる具体的な手法等をお伝えします。

日時 2022年 **11**月～2023年 **3**月 15:00～16:30 (予定)

会場 オンライン(ZOOMウェビナー)

プログラム

- 勤務環境改善に取り組む医療機関の事例講演(3病院の事例発表)
- 質疑応答

※詳細は裏面参照

各回とも

対象 勤務環境改善に関心のある医療機関の職員

※職種や役職は問いません

定員 各回 300名程度(先着順)

参加費 無料

申込締切 開催日の3日前

※定員になり次第受付終了

参加申し込みはこちら <https://hospital-koujirei-seminar-r4.jp>







勤務環境改善 好事例セミナー

医療現場の悩みを解決する3つのテーマの好事例をご紹介します！

プログラム

プログラム	労務管理 11月18日(金)
① 勤務環境改善に取り組む医療機関の事例講演	日本赤十字社愛知医療センター 名古屋第二病院 センター長 藤名古藤 二病院長 佐藤 公治 氏 ※自己研修と労働時間の切り分け
	大阪医科薬科大学病院 病院長 轟 敏明 氏 ※最先端の連携、労働時間管理
	仙台厚生病院 院長 横正樹 氏 ※病院長と手当によるモチベーション向上
② 質疑応答等	

予告 2023年2月及び3月にも、現場の関心が高いと思われるテーマについて、セミナーを開催予定です。詳細が決まり次第、以下のURLに情報を随時掲載予定です。

申込方法

申込専用サイトより、参加申込フォームに必要な事項を入力の上、お申込みください。申込受付後、オンライン研修に参加するためのアクセス方法を、参加申込み時に登録されたメールアドレスにお送りします。申込フォームの送信が出来ない場合には、下記の「お問い合わせ先」へご連絡ください。

参加申込URL <https://hospital-koujirei-seminar-r4.jp>

※事務局事務局は、デロイト トーマツコンサルティング合同会社が厚生労働省の委託を受けて実施しております。
 ※申込みの際にご記入いただいた個人情報は事務局にて厳密に管理し、本事業以外での目的では使用いたしません。

リモート会議アプリ ZOOM について

本オンラインセミナーは、リモート会議用アプリ「ZOOM」を使用します。そのため、ご参加いただくためには、事前にZOOMアプリをインストールしていただくか、ウェブブラウザを使って、ZOOMウェビナーにご参加いただく必要があります。インストール方法やテスト方法については、申込専用サイトに詳しく記載しています。ご不明点は事務局までお問い合わせください。



お問い合わせ先

デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社 厚生労働省委託事業実施機関
 勤務環境改善好事例セミナー事務局

担当 原、廣谷 E-Mail hospital-seminar@tohmatsu.co.jp 電話 080-3412-1187

トップマネジメント研修

医師の働き方改革に関する研修会を厚生労働省主催で開催（無料）。病院長向けですが事務長等の労務管理担当者の方のご参加も可能です。お申込みはこちらのURLです→<https://hospital-topmanagement-seminar-r4.jp>



プログラムがリニューアル!

オンライン開催

参加費無料

病院長のみならずトップマネジメント研修のご案内

医師の働き方改革 最新情報と事例

2024年4月医師の労働時間上限規制がスタート!

医師の時間外労働上限規制のスタートまであと1年半を切りました!!
待たなしの医師の働き方改革、準備はできていますか?

2024年4月の医師の働き方改革関連制度の施行にあたり、医師の勤務実態把握、取り組みの内容検討、現場の理解醸成、特例水準指定申請やそれに係る評価受審手続きなど、相応の準備が必要となります。

本研修では、医療機関勤務環境評価センターや地域医療構想を含む医師の働き方改革に関する最新情報を提供するとともに、他の医療機関の事例発表や参加者同士の意見交換を通じて、具体的な取り組みを推進するためのヒントを提供します。

日時	2022年7月～2023年3月 各回とも14:00～16:30(予定)
会場	オンライン(ZOOM)
対象	病院長、副院長、診療科部長、事務長等、医師のマネジメントに関わる方
プログラム	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省担当による医師の働き方改革に関する行政説明等 医療機関勤務環境評価センターについて 働き方改革を推進している病院長からの事例講演 参加者間での意見交換 質疑応答
定員	各回100名程度(先着順) ※定員になり次第、受付終了いたします
申し込み締切	各開催日の3日前
参加費	無料

ご質問が多く、お問い合わせも大変可なりなりました

参加申し込みはこちら <https://hospital-topmanagement-seminar-r4.jp>



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

トップマネジメント研修 開催スケジュール

開催日	事例発表
2022年 12/13 (火)	兵庫県 社会医療法人 甲友会 西宮協立脳神経外科病院
12/20 (火)	熊本県 熊本大学病院
12/21 (水)	北海道 日本赤十字社 北見赤十字病院
12/22 (木)	群馬県 公益財団法人 脳血管研究所 美原記念病院
2023年 1/12 (木)	青森県 青森県立中央病院
1/17 (火)	東京都 慶応義塾大学病院
1/18 (水)	長野県 日本赤十字社 長野赤十字病院
1/24 (火)	京都府 社会福祉法人 京都社会事業財団 京都桂病院
1/27 (金)	東京都 国立研究開発法人 国立成育医療研究センター ※事務長向け
2/ 1 (水)	福岡県 独立行政法人 国立病院機構 九州がんセンター
2/ 2 (木)	京都府 社会医療法人 岡本病院(財団) 京都岡本記念病院
2/ 7 (火)	山口県 山口県立総合医療センター
2/ 8 (水)	千葉県 地方独立行政法人 総合病院国保中央病院 ※事務長向け
2/ 9 (木)	秋田県 秋田大学医学部附属病院
2/16 (水)	静岡県 社会福祉法人 聖隷福祉事業団 総合病院 聖隷三方原病院
2/17 (火)	愛知県 藤田医科大学病院 ※中堅医師向け
2/21 (金)	鳥取県 鳥取県立中央病院
2/22 (水)	東京都 医療法人社団 順洋会 武蔵野総合クリニック ※有床診療所向け
3/ 1 (水)	栃木県 地方独立行政法人 栃小山市民病院

※1 有床診療所向け回は18:00～20:30での開催を予定しております。
※2 他の日程についても、事例発表が決まり次第、順次更新していきますので、詳しくは参加申し込みURLよりご確認ください。

●COVID-19の感染拡大防止の観点から、全てオンラインでの開催とさせていただきます(ZOOMを使用)。オンライン開催に関する詳しい情報は、申し込み専用サイトをご覧ください。

●各開催地域の医療機関の取り組み事例を優先して紹介します。病院のある地域への参加をおすすめしますが、他地域開催にも参加は可能です。

リモート会議アプリ ZOOMについて
このオンラインセミナーは、「リモート会議用アプリZOOM」を使用します。事前にZOOMアプリをインストールするか、ウェブブラウザでZOOM会議にご参加ください。ZOOMのインストール方法やパスワードは、申し込み専用サイトに詳しく記載しています。ご不明点は事務局までお問い合わせください。

申し込み方法 以下のURLまたは二次元バーコードから申し込み専用サイトにアクセスしてお申し込みください。お申し込み完了後、オンライン研修参加のアクセス方法をメールでお送りします。申し込みフォームの送信ができない場合は、下記「お問い合わせ先」へご連絡願います。

参加申し込みURL <https://hospital-topmanagement-seminar-r4.jp>
※事務局業務は、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社が厚生労働省の委託を受けて実施いたします。
※申し込みの際にご記入いただいた個人情報は事務局にて厳重に管理し、本事業以外での目的では使用いたしません。



医療機関勤務環境評価センターについて 病院又は診療所(以下「医療機関」という)に勤務する医師の労働時間の短縮のための取組の状況等について評価を行うこと及び労働時間の短縮のための取組について、医療機関の管理者に対して必要な助言・指導を行うことにより、医師による負傷かつ適切な医療の効率的な提供に資することを目的として設立されました。本研修では医療機関勤務環境評価センターに関する説明も行います。

今後開催予定のセミナー 今後、病院以外の方を主な対象とした以下のセミナーを開催予定です。
●事務長等実務担当者向け…事務部門の責任者等、働き方改革の業務を担う方向けにポイントを説明
●中堅医師向け…将来を担う中堅医師に対し、ポイントを説明 ●有床診療所向け…有床診療所の院長に対し、ポイントを説明

お問い合わせ先
デロイト トーマツ コンサルティング合同会社 厚生労働省 委託事業実施機関
「トップマネジメント研修」事務局
担当 原、奥谷 E-Mail hospital-seminar@tohmtsu.co.jp 電話 080-3412-1187

医師の働き方改革の内容を広く勤務医に伝えるための効果的な情報発信・周知方法について、病院管理者から臨床研修医までの各世代の勤務医や情報発信の専門家等の参集を得て、集中的に検討を行った。

現状・対象の分析

- 制度内容についての**認知度が低く、周知が十分でない**(特に若手～中堅世代の認知度が低い)
- 医師の多くは**院内(所属組織や同僚等)**から情報を得ている
- **詳細情報はインターネット経由**で得る場合が多い



情報発信・周知の基本的考え方

- 医師の**前提知識が必ずしも十分でない**ことを念頭に置く
- 働き方改革はいわば「**組織文化**」の改革。管理者・指導医の意識改革に加え、個々の**勤務医の当事者意識醸成**が不可欠
- 院内の**日常的に顔が見える関係性**での発信が効果的
- **ポータルサイト等**で情報を発信し、各医療機関での周知に活用

発信すべきコンセプト

- 医師の働き方改革を進めることは、**勤務医の健康と暮らしを守る**だけでなく、**患者にとっての医療の質・安全を確保**することにつながる。(医師としての修練は重要である一方、社会システムとしての医療の安心・安全を守るための一定のルールは必要)
- 医師の働き方改革を進める上では、地域の**必要な医療提供体制の維持**と、**勤務医の健康確保**をいかに両立させるかがポイントとなる。

勤務医の気づき・関心を促し、働き方改革に向けた行動変容につなげるための情報発信の方法論

① 情報発信内容

まずは**基本的な考え方(意義と必要性)の浸透**が必要

制度内容を「**基礎編**」・「**詳細編**」に分けて解説

厚生労働省が周知用の素材を作成・配布し、**医療機関の負担を軽減**
制度のわかりやすいスライド集・eラーニング教材 等

② 発信主体・媒体

医療機関内での発信
(掲示物・メール等)

インターネット等による発信
(信頼できる情報源として提供)

③ 行動変容につなげる方策(例)

医療機関内での意見交換会の実施

参加者：幅広い世代・診療科の医師、他職種・事務職員
内容：年代・職位による働き方改革への考え方の違い
改革を進める上での課題・役割分担等

実施マニュアルや教材を作成するなど、**医療機関における実施を厚生労働省がサポート**